

市第29号議案

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する
 条例の一部改正

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の
 一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 10 日 提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する
 条例の一部を改正する条例

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（
 平成 3 年 12 月 横浜市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 関内駅前地区地区整備計画区域の項中

「

A 地 区	1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム 5 自動車教習所 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第 130 条の 9 の 5 に規定するもの 8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
-------	---

」

を

「

A 地 区	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舍又は下宿 4 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム 5 自動車教習所 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
B 地 区	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 下宿 4 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム 5 自動車教習所 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）

に改める。

別表第12関内駅前地区地区整備計画区域の項中

「

A 地 区	100分の7.5	
-------	----------	--

を

「

A 地 区	100分の7.5	
B 地 区	100分の7.5	100平方メートル

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

関内駅前地区地区整備計画区域内における建築物の用途及び緑化に関する制限を変更するため、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（抜粋）

（太線部分が改正案）

別表第 2 建築物の用途の制限（第 5 条）

(あ)	(い)	(う)
区 域	地 区	建築してはならない建築物
(省 略)		
関内駅前地区 地区整備計画 区域	A 地 区	1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舍又は下宿 4 老人福祉法第29条第 1 項に規定する有料老人ホーム 5 自動車教習所 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の 9 の 5 に規定するもの 8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
	B 地 区	1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 下宿 4 老人福祉法第29条第 1 項に規定する有料老人ホーム 5 自動車教習所 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の 9 の 5 に規定するもの 8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
(省 略)		

(備考省略)

別表第 12 建築物の緑化率の最低限度 (第 19 条)

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	建築物の緑化率の最低限度	適用の除外
(省 略)			
関内駅前地区 地区整備計画 区域	A 地 区	100分の7.5	
	B 地 区	100分の7.5	100平方メートル
(省 略)			

(備考省略)